

第 58 回松本市都市計画審議会 議事録

開催日時：	令和 3 年 11 月 15 日（月） 午後 1 時 30 分から午後 3 時 20 分まで
開催場所：	議員協議会室（松本市役所東庁舎 3 階）
出席委員：	<p>三好規正会長（信州大学経法学部教授）</p> <p>塩原孝子委員（松本市議会議員）、上條敦重委員（松本市議会議員）</p> <p>吉村幸代委員（松本市議会議員） 上條美智子委員（松本市議会議員）</p> <p>柿澤潔委員（松本市議会議員）</p> <p>山越哲委員（松本警察署長）【代理出席：蓑部孝志 松本警察署交通第二課長】</p> <p>藤本済委員（長野県松本建設事務所長）【代理出席：安藤紀彦 松本建設事務所計画調査課長】</p> <p>上原三知委員（信州大学農学部准教授）</p> <p>清水聡子委員（松本大学総合経営学部教授）</p> <p>窪田英明委員（松本市農業委員会会長代理）</p> <p>赤廣三郎委員（松本商工会議所専務理事）</p> <p>忠地秀起委員（松本商工会議所建設部会長）</p> <p>本間恵子委員（松本商工会議所女性会会長）</p> <p>富山有希委員（松本薬剤師会理事）</p> <p>小笠原み江委員（長野県建築士会松筑支部青年女性委員会委員）</p>
欠席委員：	<p>田中均委員（松本ハイランド農業協同組合代表理事組合長）</p> <p>阿部功祐委員（松本市議会議員）</p>

（神戸順都市計画課長）

それでは定刻になりましたので、これから第 58 回松本市都市計画審議会を開会いたします。

私は、当審議会の事務局次長をしております、都市計画課長の神戸順と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症への対策としまして、本日は、適宜換気を行うとともに、審議会が短時間で終わりますように、スムーズな進行に努めたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

本日は、委員 18 名のうち田中均委員、阿部功祐委員が都合により欠席されております。また、山越哲委員の代理として、松本警察署交通第二課長の 蓑部孝志様が、藤本済委員の代理として、松本建設事務所計画調査課長の安藤紀彦様がお出席されてお

ます。そのほか、清水委員が都合により少し遅れて到着するとの連絡をいただいておりますが、本日出席の委員は16名となり、「松本市都市計画審議会条例における、委員の二分の一以上が出席しなければならない」という条件を満たしていることをご報告いたします。

それでは事務局長である前澤建設部長より一言ご挨拶を申し上げます。

(前澤弘一建設部長)

こんにちは。本日は、お忙しい中、当審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただいま事務局次長から紹介のありました、建設部長の前澤弘一でございます。

本来であれば、臥雲市長が出席し、皆様に御挨拶申しあげるところでございますが、他の公務のため、私から御挨拶を申しあげます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的にも本市においても落ちついてきておりますが、依然として油断は許さない状況と考えております。当審議会におきましても、感染防止の対策としまして、室内の換気やマスク着用の徹底を図っておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

本日の都市計画審議会は、議案としてお諮りするものではありませんが、前回意見を伺いました「松本市都市計画マスタープランの改定について」報告するとともに、現在策定に向け作業を進めております、「松本市防災都市づくり計画の策定について」報告させていただくものです。また今後の予定としまして「松本都市計画の変更の予定について」も報告させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのご専門のお立場で、ご意見、ご指導をお願い申しあげまして、私の挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたします。

(神戸順都市計画課長)

審議に入る前に資料の確認をさせていただきます。先日お送りしました資料は、次第、資料、事務処理の概要、委員名簿です。

また、本日追加資料として、座席表をお手元にお配りしてございますのでご確認ください。お手元の資料に不足のある方いらっしゃいますか。

本日は報告事項が3件ございます。前回報告事項で意見をいただきました、松本市都市計画マスタープランですが、その後作業を進め多方面からいただいた意見、市民

会議を経て、今後パブリックコメントに諮る予定のものです。

また、同じく計画として、松本市防災都市づくり計画の策定について、最後に今後の松本都市計画の変更の予定についてということで、次回開催を予定しております令和4年2月の都市計画審議会でお諮りする予定の、県決定であります区域区分の変更に伴う松本市決定分の都市計画変更の予定について、概要をご説明させていただきます。それでは、この後の進行につきましては、松本市都市計画審議会条例により、会長が務めることになっておりますので、三好会長、進行をお願いいたします。

(三好規正会長)

改めまして、こんにちは。それでは、ただ今から第58回松本市都市計画審議会を開催します。

松本市都市計画審議会条例第5条第1項により、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、議事録の署名人ですが、松本市都市計画審議会運営要綱第9条第2項により本日出席委員の中から予め指名しますのでよろしくお願いいたします。

本日の審議会の議事録署名人は、上條敦重委員と小笠原み江委員にお願いします。議事に先立ちまして、事務局より第57回松本市都市計画審議会に係る事務報告をお願いいたします。

(鈴木昌宏課長補佐)

事務局の都市計画課課長補佐の鈴木昌宏と申します。お手元の事務処理概要をご覧ください。

令和3年9月2日に開催いたしました、第57回松本市都市計画審議会における議決事項の事務処理については次のとおりでございます。

議案第108号松本都市計画用途地域の変更（信州大学松本キャンパス地区）については、高次の医療・研究拠点として大学および関係機関施設等、都市機能を維持、誘導していくために用途地域を変更するものでした。

事務処理の経過ですが、令和3年9月2日第57回松本市都市計画審議会において審議、可決され、令和3年9月27日松本市都市計画審議会審議結果市長報告をし、令和3年10月8日松本市告示第464号により告示・縦覧されました。

また同時に議案としてお諮りした、議案第109号松本都市計画地区計画の決定につ

いて（信州大学松本キャンパス地区）は周辺環境との良好な調和を図るとともに、産業・研究・医療の拠点として、良好な環境を保全するための土地利用の誘導を図るため地区計画を決定するものでした。

事務処理の経過ですが、令和3年9月2日第57回松本市都市計画審議会において審議、可決され、令和3年9月27日松本市都市計画審議会審議結果市長報告をし、令和3年10月8日松本市告示第465号により告示・縦覧されました。報告は以上です。

（三好規正会長）

ただ今の報告について、ご質問等のある委員の発言を求めます。

特にご質問等が無いようですので、議事の報告事項に移ります。なお、本日は報告事項3件ということで採決は取りませんので、あらかじめご承知おきください。また、傍聴者に関しても、採決を取らないため、3件とも傍聴希望であれば、その都度退出は求めません。

それでは、事務局に伺います。松本市都市計画マスタープランの見直しについての傍聴者はございますか。

（鈴木昌宏課長補佐）

傍聴者は1人です。ただ今より、傍聴者を会場に案内いたしますので、よろしくお願いいいたします。

（三好規正会長）

傍聴者の皆さんへお願いをいたします。公正な審議を行うため、委員等の発言に対し拍手をしたり、声を出す等の行為はしないでください。写真撮影や録音はできません。会議の秩序を乱し、又は進行の妨げになる行為はしないでください。

以上のような行為等があった場合は、退席いただくことがありますので、ご承知ください。それでは、説明を担当課よりお願いします。

（永喜多廣義都市計画担当係長）

私は、都市計画課都市計画担当の永喜多廣義と申します。着座にて説明いたします。

説明は、事前に配布した「報告事項 松本市都市計画マスタープランの見直しについて」を用いて行います。資料をご覧ください。

1 趣旨について、平成 22 年策定、平成 25 年 3 月に一部改定した松本市都市計画マスタープランの見直し案がまとまりましたので、その内容について報告するものです。

2 経過について、この見直しは、令和元年度に着手し、これまで 35 地区における意見交換会や、都市計画策定市民会議へ意見聴取などを行いながら、計画案の策定を進めてまいりました。直近では、9 月 2 日に都市計画審議会に報告し、10 月 12 日には松本市都市計画策定市民会議で意見を聴取しております。

3 見直しの概要についてです。1 点目。松本市を取り巻く状況である、人口減少や高齢化の進展、市街地等における空き家や低未利用地等による低密度化等や、新たな社会経済情勢の変化である、脱炭素社会やアフターコロナ時代への移行、デジタル化への対応等に適切に対応をするため、見直しをするものです。

2 点目。松本市総合計画で目標に掲げた人口の定常化や目指すまちの姿を実現するため、都市計画マスタープランの将来都市像を「ゆとりと活気にあふれる、自然共生都市「住む人」と「訪れる人」にとって魅力と活力にあふれる都市」としています。

3 点目。総合計画や関連計画を踏まえ、松本らしさに更なる磨きをかけた都市づくりのために、以下の 4 つの視点をポイントにメリハリある土地利用となる計画としています。その視点として、この後、概要版でもご説明しますが、ア持続可能な都市に向けた拠点とネットワークの更なる強化、イ課題や実態に応じたきめ細かい土地利用の見直し、ウ郊外部のコミュニティ維持に向けた取組みの方針、エ都市活力を創出する計画的な産業集積・産業振興に向けた方針を定めるものです。

4 前回第 57 回都市計画審議会における主な意見は別紙 1 として添付しています。

5 概要版及び計画案について、概要版は別紙 2、計画案の本文は別冊となっています。

6 今後の予定ですが、パブリックコメントを実施し、そのご意見を踏まえて次回の都市計画審議会にお諮りして、今年度中の計画見直しを予定しています。

では、別紙 1 について、前回 9 月 2 日に行われた第 57 回都市計画審議会での意見等の概要及び市の考え方については、これから説明する別紙 2 の都市計画マスタープランの概要の中で触れてまいります。

別紙 2、松本市都市計画マスタープランの概要をご覧ください。

まず、始めのページの左上に計画の趣旨、期間などがございます。別冊では 1 から 4 ページになります。

松本市を取り巻く状況や、新たな社会経済情勢の変化、松本市の総合計画などの上位関連計画など、現在、時代の大きな転換期にあることを踏まえ、松本らしさを大切にしながら、更に磨きをかけた都市づくりを実現するために計画改定するものです。

この計画は令和3年から令和22年までの概ね20年間の計画としています。計画の構成は、別冊の本文の目次にもありますが、第1章から第5章まであるうち、特に第3章の全体構想で、将来都市像、都市づくりの基本方針、目指す都市構造、都市整備の方針を記載しています。この都市整備の方針について、土地利用から都市防災までの縦軸の7つの分野別の方針を定め、新たな都市整備の方針として2つの横軸で赤枠になりますが、郊外部における地域コミュニティ維持に向けた方針と、都市活力を創出する計画的な産業集積・産業振興に向けた方針を分野横断的に定めており、後ほどご説明いたします。

右側の将来都市像と都市づくりの基本方針ですが、前回9月にご説明したとおり、8月に策定された松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）における目指すまちの姿を実現するために、松本市都市計画マスタープランの将来都市像と都市づくりの基本方針を定めています。

次のページは、松本市が目指す都市構造についてです。別冊では15から27ページです。ここは4つある計画改定の視点の一つ目である、持続可能な都市に向けた拠点とネットワークの更なる強化についてです。

右上に都市構造の基本的な考え方として、そのモデル図を示しています。本市では、35地区のまちづくりを土台としつつ、コンパクトな中心市街地や主要な鉄道駅及びバス停を中心に複数の拠点的エリアを形成していることなどを踏まえ、今後は、これらの既存ストックを有効活用し、市域全体として持続的に発展することが重要となります。その実現に向けて、中心市街地や鉄道駅周辺など、交通利便性の高いエリアに都市機能や人口の誘導を図りつつ、市内の複数の拠点的エリアが相互に連携する「集約連携型都市構造」の実現を目指します。そして左下の図が、各拠点における基本的なまちづくりの方向性の図です。

右下の都市機能誘導区域（都市中心拠点）では、高次の都市機能を誘導し、歩行者や自転車利用に配慮した「歩いて暮らせるまちづくり」を進めます。

そこから時計回りに左下の都市機能誘導区域（地域拠点）では、拠点性が高い施設を維持・誘導し、高齢者や子育て世代が安心して生活できるまちづくりを進めます。

さらに居住誘導区域や市街化区域内（生活拠点）では、生活サービス等が持続的に確

保できる居住誘導や、公共交通や生活サービス施設の維持誘導により地域を支える拠点を形成していきます。

市街化区域外（コミュニティ拠点等）では、地域生活の中心となる拠点を配置するとともに、青い矢印のように公共交通や多様な移動手段により相互に連携を図っていくこととします。それらの基本的な方向性を踏まえ、右側の図で将来の都市構造図としてお示ししています。

都市活動拠点として、都市中心拠点は中心市街地に、地域拠点は主要な鉄道駅やバス停周辺に配置し、さらに、生活拠点を都市中心拠点と地域拠点を補完するために配置していきます。

また、骨格的道路網については、市街地に集中する交通を分散し、円滑な交通流動を確保する環状放射型道路を基本としており、まちなか幹線道路網、環状道路と放射状道路をそれぞれ位置付けています。

次のページになります。目指す都市像の実現のための分野別の都市整備の方針のうち、土地利用の方針をまとめています。別冊では 28 から 35 ページです。これは、4 つある計画改定の視点の 2 つ目である、課題や実態に応じたきめ細かい土地利用の見直しを定めています。

その基本方針として、都市と自然が調和した計画的な土地利用の推進、都市的土地の有効利用・高度利用、複合的な土地利用を通じた魅力の創出の 3 つを方針としています。

主な取組みとして、地区の実態に応じたきめ細やかな土地利用規制・誘導として、前回の都市計画審議会でも審議いただいた信州大学周辺の用途地域変更や地区計画決定のように、都市機能誘導区域などで必要かつ効果的な対応を今後も進めていくことや、既存ストックの有効活用として空き家バンクを始めとする空き家・空き地など低未利用地を利活用していくこと。また、多様な機能が連携する土地利用の誘導について、例えば波田駅周辺のように地域の拠点となる土地利用の方針を定めています。前回、都市計画審議会委員から松本市立病院の医療拠点としての位置付けについてご意見いただいているところですが、そのような生活を支える様々な都市施設が地域拠点周辺で有機的に連携していく土地利用を進めていくこととしています。

次のページでも、分野別の都市整備の方針として、交通体系、公園緑地、河川及び上下水道、自然環境、景観形成、都市防災の各分野毎に、基本方針を定めています。別冊では 36 から 52 ページです。

特に、交通体系の方針については、今年度策定した関連する計画である総合交通戦略とも整合するよう調整しており、前回、都市計画審議会委員からもご意見がございましたが、公共交通の維持や災害への対応について位置付けをしています。

更に次のページです。新たな都市整備の方針として、始めのページの図で赤枠で2つの横軸として位置付けた、郊外部における地域コミュニティ維持に向けた方針と、都市活力を創出する計画的な産業集積や産業振興に向けた方針を分野横断的に定めており、これらが、冒頭に申し上げた4つある計画改定の視点の3つ目と4つ目になります。別冊では53から56ページです。

左側の「郊外部における地域コミュニティ維持に向けた方針」については、郊外部・中山間地の人口減少・高齢化の進行を踏まえ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、方針を定めています。

主な取組みとして、コミュニティ拠点を各地域づくりセンター周辺に位置付けて、暮らしを支える生活サービス施設とコミュニティ維持に資する拠点を形成していき、生活利便性の維持と定住人口確保に向けて都市計画の制度を運用していくこと。また、拠点への移動手段を各地区の状況に応じて適切に確保することで、郊外部の生活利便性を補完していける公共交通ネットワークを維持・強化していくことを定めています。

右側の「都市活力を創出する計画的な産業集積や産業振興に向けた方針」については、松本の特性を活かした多様な産業の集積と新たな産業の育成、競争力が高く持続可能な産業構造の構築、自然環境や居住環境に配慮した計画的な土地利用の3点を基本方針としてまとめています。

主な取組みとして、一定の都市基盤が整っている既存の産業団地やその周辺の活用を基本としながらも、その受け入れが困難な場合には、周辺環境に十分配慮した上で、中部縦貫自動車（松本波田道路）の追加IC周辺の計画的な土地利用や既存IC周辺の適切な土地の活用を検討することを記載しています。これは、前回、委員からもご意見をいただいていたところがございます。また、自然観光資源である上高地、乗鞍高原、美ヶ原高原等と松本平を結ぶインフラなどの整備・充実や、中心市街地などでの賑わい創出のために道路・河川・広場等の公共空間の民間利活用を推進するなど都市空間の質の向上に取り組んでいくことを定めています。

最後にページをめくっていただき、地域別構想になります。地域別構想では市内35地区を14地域ブロックに区分して各地域の概況を踏まえた将来像やまちづくりの方針

を示しています。詳細は、別冊の第4章の57ページ以降になりますが、地域ごとの個性と魅力づくりを進めるために、全体構想を踏まえながら各地域における拠点、土地利用区分、整備方針を定めています。この概要版資料では、各地域における主な取り組みを記載しています。また、地域によっては、その隣接地域と一体的に効果的な施策を進めていくために、例えば東山北部と東山中部地域や、安曇と奈川地域のように、複数地域にまたがる取り組みについても整合性・一体性に配慮していくこととしています。

同じページの下の方になりますが、都市計画マスタープランの実現に向けてです。これは、別冊では第5章の116ページからになります。この都市計画マスタープラン策定後は、将来像の実現に向けて、具体的な施策を進めていくことになります。前回、委員からもご意見がございましたが、総合的な観点から効果的な施策の連携を進めていきたいと考えています。そのために、関連する分野別計画の一体的な推進を図り、関係機関との横断的な連携によって他法令との計画的な調整を進めます。また、多様な主体の協働によるまちづくりの推進として、市内35地区ごとの地域づくり活動と連携しながら、地域が抱える日々の買物や通院、交通などの身近な問題について、都市計画を含めた多角的な観点から効果的な方法を見出していけるよう、地域主体の計画づくりへの支援を進めていきたいと考えています。

最後に、別冊ではこの内容について分かりやすいものになるよう、119ページから用語集を付けて専門的な言葉遣いに関して解説しています。また、随所にコラムを入れて、市民に分かりやすいものになっています。

以上、都市計画マスタープランは、今後の都市づくりの将来像を明らかにして、その方向性をお示ししているものです。この別冊の内容にてこれからパブリックコメントを実施していくことを本日は報告するものです。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(三好規正会長)

ありがとうございます。ただいま松本市都市計画マスタープランの見直しについての説明がありました。

説明の中で、これまでの経過にもありましたが、この見直し案の作成までには、市民会議を設置して意見聴取を行い、都市計画審議会でも報告を受けてきているところです。それでは、ご意見ご質問等のある委員の発言を求めます。

(上條敦重委員)

すいません、ちょっとお聞きしたいのですが、概要版の郊外部における地域コミュニティ維持に向けた方針というページです。その右側の都市活力を創出する計画的な産業集積や産業振興に向けた方針というところの、一番下、主な整備方針のところの緑の四角の2つ目、自然環境資源と松本平を結ぶインフラなどの整備・充実の記載の中で下の方に観光インフラと書いてありますが、この観光インフラというものは具体的にどういうものを指しているのか。お伺いしたいと思います。

(永喜多廣義都市計画担当係長)

ご意見ありがとうございます。ご質問いただきました観光インフラとはどのようなものを指しているのかということですが、これは、例えば上高地乗鞍高原美ヶ原高原等にある観光施設や宿泊施設、観光客の方が利用する施設を観光インフラと表現しています。そのような観光面での施設整備と合わせて幹線道路や地域内の散策路なども含めて観光地と松本平とを結ぶ交通アクセスを整備充実していきたいということを考えています。

(上條敦重委員)

ここに書いてあるのは自然観光資源。資源と松本平を結ぶ、いわゆる交通アクセスの整備や充実プラス観光インフラとあります。この結ぶ観光インフラとはどういうものかと言っているのですが、その中に今説明があった、ここにはその宿泊施設やそういうものも全部含まれるというようなことをおっしゃっていたのですが、それがちょっとよく理解できません。

いわゆるその結ぶという観光資源と松本平を結ぶ交通アクセスの整備と充実だったらわかるのだけど、そこに観光インフラが入るというのはどういう意味合いなのでしょう。

(永喜多廣義都市計画担当係長)

細かな宿泊施設までは、含まれないとは思いますが、例えば観光案内施設ですとか交通アクセスのために必要となる施設を引続き整備充実していきたいというものです。

(神戸順都市計画課長)

ちょっと説明が重複をいたしますけれども、本文でいきますと、別冊の 55、56 ページのところに、この都市活力を創出する計画的な産業集積や産業振興に向けた方針ということを 2 ページにまとめてあります。主にはですね、56 ページを見ていただいて観光業のところをまとめてございますが、具体的な表現はここの中ではしてございません。

委員ご指摘のですね、観光インフラで具体的にどこだという表現は避けておりますけれども、例えば沢渡にあるバスターミナルや観光案内、乗鞍高原にもある案内所、そういったものが観光インフラになるというふうに考えております。以上です。

(上條敦重委員)

はい、どうもありがとうございました。ということはこの観光インフラというものは、ほとんど交通関係の拠点、もしくはハブみたいなこととして捉えておいた方がいいということでしょうか。

(永喜多廣義都市計画担当係長)

はい。交通関係のインフラというふうに捉えてもらえればと思います。よろしくお願いたします。

(上條美智子委員)

別冊の 79 ページです。建設環境委員協議会でも一部ちょっと触れられている部分ですがここが一番下の白丸の旧中信松本病院の跡地の適切な土地利用ということです。全体的に今回のマスタープランは方針というふうに認識をしているのですが、どうしてもここだけ固有名詞が出てきておまして具体的にここに表示されておりますので、具体的な計画があるのかどうかの確認だけさせていただきます。

(永喜多廣義都市計画担当係長)

ご意見ありがとうございます。跡地利用の方向性について、具体的なことについては、現時点では定まっているものではございません。ただこの地域の周りの土地利用にも影響が考えられることですので、周辺環境と調和した適切な土地利用の方針をこ

ここに明記しております。

(上條美智子委員)

ありがとうございました。私も決してこれ否定するものではございませんので、この地域にとってはやはり懸念のことだというふうにも認識をしております。

ただ例えば、こういったところの固有名詞を出しているものですから、かなり市長さんも力を入れていらっしゃるのかというようなそんな思いもしたものですから今回質問させていただきました。

具体的に一部ではありますが、固有名詞を記載したことによって、地域の方からもパブコメを行ったときに意見とかもある可能性もありますので、こちらの方も注視をしていきたいと思えます。ありがとうございました。

(三好規正会長)

はい、上原委員。

(上原三知委員)

すいません、上原です。都市計画マスタープランの話は難しいということは重々承知しているのですが、全体構想で、別紙2の2枚目のところに農地が広がる絵がありますが、20年後を考えたとき、農地をどれくらい維持されていくのかという、ほとんどの場合、宅地になるということもあり得ると思えます。

水害のハザードマップを見るとやっぱり高台の方はリスクが低いということで、まち作りとして中心市街地に立地適正化の観点も踏まえていくことは十分にわかるのですが、どのように維持されていくのかなということが気になっています。そこはもう宅地にならないという農政部局と話をされているようなことがあれば教えてください。

(三好規正会長)

はい。お願いします。

(永喜多廣義都市計画担当係長)

はい。ご意見ありがとうございます。農地について今後都市計画マスタープランの

計画期間中にどのような位置付けになっていくのかということについて質問をいただきました。基本的には農地や自然環境のところについては、保全していくこととしています。

ただ都市的土地利用というものを計画的に進めていくためには農林漁業との調整を図った上で市の政策的な計画も考慮しながら進めていきます。そのためにこのマスタープランでどのような場所であれば計画的に進めていけるのかという視点も含めながら今回案をまとめてきたものです。

(三好規正会長)

他ございますでしょうか。

それではですね、他に意見等もないようでございますので、以上で質疑を終わります。続きまして、報告事項松本市防災都市づくり計画の策定について説明をお願いします。

(脇谷渉技師)

それでは、報告事項松本市防災都市づくり計画の策定について説明いたします。

私は都市計画課、脇谷渉と申します。座って失礼します。

資料 11 ページをご覧ください。趣旨ですが本計画は、この図のとおり、短期的な施策を位置付けた松本市地域防災計画と先ほど説明のありました長期的な都市の将来像を示す松本市都市計画マスタープランの間を双方向につなぎ、防災を明確に意識した都市づくりを推進するための計画です。

経過としまして、平成 10 年にどこで、どのような被害が発生しやすいのか、そのリスクをあらかじめ把握し、震災に強い安全・安心なまちづくりを進めるうえで重要な情報である災害危険度判定調査結果を公表し、その結果を踏まえ、平成 13 年 5 月に松本市防災都市計画を策定しました。

その後、定期的に災害危険度判定調査を行い、今回の計画については、令和 2 年に公表した災害危険度判定調査や、近年激甚化している災害を考慮した最新の指針を踏まえた見直しを行い、計画を策定するのです。

12 ページをご覧ください。計画策定にあたっての体制について説明いたします。庁内においては副市長を頭に関係課で構成した松本市防災都市計画見直し検討部会で協議するとともに、専門的な知見や意見を反映するために、13 ページにあります、学識

経験者、防災関係者、指定公共機関、地域関係者、長野県で構成する「松本市防災都市づくり計画策定専門委員会」で協議し進めているものです。専門委員会は昨年度からこれまで3回開催し、内容について協議しています。

14 ページをご覧ください。ここからは平成13年に策定した現行計画での成果について説明いたします。現行計画では主にハード整備を目的とした施策を位置付け取り組んできました。

(1)防災道路として重要な機能を有する都市計画道路の整備推進や(2)避難地・防災拠点としての防災緑地3か所を、それぞれ記載のとおり整備を進めてまいりました。また(3)建物および都市基盤施設の一体的な整備として、耐震診断、耐震改修、ブロック塀の撤去など補助事業を実施し、一般の住宅等に対する地震被害の低減を図っています。

ソフト対策として(4)に記載の地区防災まちづくり協議会、連合協議会の設立を支援し、防災訓練の実施や個々の防災意識の向上など地域防災活動の取り組みに寄与しております。

15 ページをご覧ください。ここからは今回の計画策定に際してポイントとなる視点について説明いたします。

従来の都市防災の課題は阪神淡路大震災以降の大地震を教訓とした地震対策であり、現行計画もそのような視点で策定されています。しかし、近年地球温暖化により激甚化する災害であるゲリラ豪雨や河川の氾濫による市街地の浸水等、水害対策も無視できない状況になっております。

今回、地震に加え水害も合わせたふたつの災害について被害の抑止・軽減を目的にハード・ソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を検討します。

計画策定範囲については、15ページの図にあります通り、現行計画では約1065haでしたが、令和2年に公表した災害危険度判定調査を行った調査範囲3222haを対象とします。この範囲は立地適正化計画における居住誘導区域に加え、災害危険度の高い人口密度20人/ha以上の区域に街区や道路等市街地の連続性を考慮した範囲としています。

16 ページをご覧ください。これは災害危険度判定調査の前回平成21年の結果と最新の令和2年の調査結果を比較した図です。右の図の赤い丸で囲った箇所について危険性が改善されていないことが確認されました。道路が狭いことや老朽建物が残ることなどが原因としてあげられます。このように更新されづらい地域については特に防

災性の向上を図る必要があるため、検討を行います。

もうひとつの見直しの視点として、地震以外の災害を想定した危険性である水害を加え検討しています。先ほどの繰り返しになりますが近年豪雨災害が多発していることや想定最大規模 1000 年に一度起こりうる大雨の浸水想定公表をふまえ、まちづくりにおける災害リスクを軽減させるための取り組みを検討します。

100 年に一度の計画規模と 1000 年に一度の想定最大規模を比較すると、浸水範囲は大きく広がり、最大浸水深も大きくなります。

17 ページをご覧ください。左の図は想定最大規模の浸水想定範囲を示しています。濃い青色が浸水深 3m 以上となりますが、黄色く囲った範囲の河川の合流する地点などで多く確認されました。

右の図は同じく想定最大規模の浸水想定範囲と建物階数分布の位置関係を示したものです。浸水する範囲は非常に大きいですが、大半は 3m 未満の浸水深となっており、建物階数でいうと 1 階の床上浸水に値します。これは 2 階建ての住宅の方は、自宅の 2 階にあがることも避難方法の選択肢になることを意味します。

想定最大規模の水害に対し、被害をゼロにすることは困難ですが、避難に関する啓発活動など、ソフト対策を組み合わせることで被害を低減させ、命を守ることを第一優先に、検討を進めています。

次に現在の具体的施策（案）の説明になります。18 ページをご覧ください。

地震に対する施策メニューです。地震に対する具体的施策の基本的な考え方として、まず現行計画の施策の評価を行い、その評価結果から、取り組みが完了したもの、継続すべきもの、新たに追加させるものを検討しています。

また、災害危険度を改善させることが重要な指標となりますが、その要素としては道路と建物の状況が大きく影響します。

施策 1 の関係ですが、都市計画道路の整備推進や地区のコミュニティ道路に残る狭い道路の拡幅整備等は、行政として今後も継続して推進していく必要があります。

一方で建物については、民間により整備が行われることが必要です。施策 5 の関係では建物の建て替えや耐震化を図るため、これまで実施してきている耐震診断、耐震補強など補助事業の推進に加え、老朽建物の建て替えを促すため、高齢者向け返済特例がある融資制度の周知、耐震シェルター設置、家具転倒防止対策など小規模で実施できる減災のため補助事業の実施件数を増加させることなどに、取り組む必要があります。

完了したものとしては、市内全小中学校を指定緊急避難場所へ指定したことや全町会の自主防災組織の設立などがあります。施策2と3の関係ですが、今後は市民の確実な避難や災害時の安全な避難生活の支援のため、避難場所の周知・共有や平常時からの防災訓練・避難訓練など自主防災活動のための支援を行う必要があります。

19ページをご覧ください。水害の施策メニュー案を示します。水害の具体的施策は、今回計画で新規に設定するものとなりますが、1000年に一度の想定最大規模の浸水想定区域における人口分布や建物の立地状況を重ね合わせて課題を抽出し、それに対する具体的施策の検討を行っています。

想定最大規模の水害に対し被害をゼロにすることは困難です。しかし水害はある程度発生することが予測することができるため、早期避難を呼びかける情報発信や要支援者への避難支援を行い、逃げ遅れをなくすなど、命を守ることを第一優先に、検討を進めています。

また、施策3の関係ですが、これまで行政が行ってきております施策5の河川整備、雨水下水の水路網整備等の治水対策のハード整備に加え、施策3にある長野県が提唱する民間事業者、市民などの流域の関係者全員が協働して流域全体で対策を推進する流域治水という取り組みを位置付けます。

具体的には降雨の河川への流入抑制や市街地等への浸水被害軽減のため、降った雨を直接河川に流すのではなく、雨水貯留機能を有する農地や緑地を保全し、流域で貯めることを主体とした取り組みを推進します。

また、都市計画の観点からは、今後の立地適正化計画の見直しに向け、施策7にあるとおり居住誘導区域のエリア見直しや浸水深の大きい区域に居住する市民が確実に避難できるよう避難ルートの事前設定などソフト対策の取り組みを防災指針としてとりまとめ、立地適正化計画に反映させる予定です。

20ページをご覧ください。この地区別防災カルテは、地震や水害等の災害リスクを表示させたハザードマップに、災害危険度判定調査結果の危険度が高いエリアを表示させ、そのうえに指定緊急避難所や子育て施設・老人ホーム等の施設がどこに存在するかを重ね合わせているものです。

このカルテにより、自分が住む地区にどのような災害リスクがあるか、避難場所がどこにあってどういうルートで避難すればよいか事前に確認したり、自主防災組織では要支援者施設がどこにあってどのように避難させるか、防災訓練で活用したりするなどの活用を期待して、計画策定範囲内の地区にて作成するものです。

最後に 17 ページをご覧ください。今後の予定についてですが引き続き計画策定に向け庁内及び専門委員会の意見を伺いながら計画案を取りまとめ、パブリックコメントを実施し、令和 3 年度内に計画策定する予定です。

また、策定した松本市防災都市づくり計画を基に、今後予定している松本市立地適正化計画の見直しである防災指針等に反映させます。松本市防災都市づくり計画の策定についての報告は以上となります。よろしく申し上げます。

(三好規正会長)

ありがとうございました。ただ今、報告事項松本市防災都市づくり計画の策定について説明がありました。

防災都市づくり計画の策定については、策定専門委員会を設置し、防災に関係する外部委員の意見をふまえながら議論をしているということで現時点の経過報告の説明ということです。

本審議会においては、この経緯等について特にご質問があればお願いしたいと思います。

(上原三知委員)

まず 14 ページの防災緑地の話ですが、これはかなりニーズがあると思います。ただ、車止めがあることでなかなか入れないという問題があるので面積の確保だけでなく、平常時には入れないが非常時には入れるようにする工夫が必要かなと思います。

それと、阪神大震災の際も瓦礫の置き場がなく作業が進まないということで避難が済んだ後にどこにそういったものを持って行くのか、あるいはこの前の熊本の洪水については私も行ってきましたが、日本は家の中のものが世界一多い国でそれが泥に浸かり道路に置いたことで道路の半分が埋まっている状況でした。

特に松本市は道路が狭いという問題があると思うので、そのあたりをどのようにするのかをこの計画で考えた方がいいと思います。これは意見です。

あと 15 ページの避難所の話ですが、神戸ではため池を埋め立てて小学校を建設したという経緯があり、そういったところは耐震補強をしても地盤が弱いとだめになるということで、熊本では震度 7 の地震が 2 回来た結果、病院や小学校など人が避難する場所が使えなくなり、私の母もちょうど手術を終えた後でどこにも行けないような状況で父親が迎えに行ったということがありました。土地などの下の話と建物の耐震補

強など上物の話はセットで考えるべきと思います。

17 ページの浸水想定範囲ですが、これは農地が 20 年後どうなっているかということにも関係するのですが、以前林野庁が SDGs と絡めて森の林齢を標準化したいということで高齢化した木をどんどん切って更新していきたいという方針をたてていました。そうなる戦後の拡大ゾーニングの時に広葉樹を針葉樹に一時期転換した際、日本中に洪水が発生しております。山に木がない状態で雨が降ると熊本の球磨川もそうですが、ほとんどの河川に砂が溜まり、水が流れない状況になります。そういうことも長い目で見るときには考えた方がいいのかなと思いました。実際熊本を見に行ってみたのが、昭和 40 年代にも大きな洪水があったのですが、今回は堤防が高くなっており、浸水深も深くなっていました。要は堤防のぎりぎりまで水が溜まりますので、それが決壊するとその高さまで全部水が来ます。その後土砂と水が 2、3 日引かなかったと聞きました。なので市の大事な防災拠点や道路に関して水が引かない場合どうするかというようなことも考えたかどうかと思います。これも意見です。

もう一つ、浸水深で 1 階が浸かるだけなら大丈夫という話がありましたが、この前の熊本の洪水ではほとんどお年寄りの方が亡くなっており、基本的に足が弱いので 2 階があっても上がれないということで、ほとんどの方が溺死だったということでした。なので単純に高さがあれば良いということではないと思います。特に建て替えの更新がされていないような場所では、お年寄りが多くいると思いますので、そういうこともマップにしていけることが良いのかなという風に思います。

(三好規正会長)

ただいま上原委員から複数意見をいただきました。なにかございましたらお願いします。

(脇谷渉技師)

はい。貴重なご意見ありがとうございます。まず、答えられるものからお答えします。

意見の二つ目にありました、瓦礫をどこに持っていくか、また浸水したときに家財が道路に出されて、道路が通行できなくなるという意見についてですが、松本市防災都市づくり計画というのは、松本市の地域防災計画と都市計画マスタープランを双方に繋ぐものです。実際には地域防災計画で位置付けている瓦礫の撤去等の計画

もあるため、それを繋ぐ、補完するような形でこの計画を位置付けています。

なので先ほどの瓦礫の撤去等については地域防災計画で位置付けて実施していくという整理をしています。やはり防災に関しては一つのものではなくて、農地もありますし、都市のこともあるため、非常にいろいろな要素が組み合わさって防災というものを進めていかなければなりません。先ほどご意見の中にありました、広葉樹が針葉樹に変わって河川に砂が流れるという点についても耕地課と連携を図りながら防災に寄与する点について進めていきたいと考えています。

もう一つ、お年寄りの方が2階に避難できず、亡くなられたということに関しては、もちろん自宅の2階に避難することが全てではないため、やはり足が弱い方や避難に時間がかかる方は、早期に行政が呼びかけまして、早期避難を促して、自分で避難してもらうということが重要だと考えています。先ほどの説明では一例として、2階の避難も選択肢としてあるということなのですが、例えば逃げ遅れた場合についても、あらかじめ自分の地区がどのくらいの浸水深であるかという点を確認しておけば、逃げ遅れてもすぐに外に出るのではなく、自宅の2階に上がるという方法もあるということを知知していければ、被害の軽減なると考えています。

(上原三知委員)

ありがとうございます。広葉樹が針葉樹になるというのは70年代の話で、今言っているのは例えば松枯れがしてるとか針葉樹が適齢の伐採期に来ているので、植え替えましょうということで植える予定があれば、実際そこで大雨が降ると砂や土砂が多く出て計算より水が出てきます。単に樹種が変わっているからということではないということ意見させていただきます。

それと、17ページの0.5mから3m未満というのはかなり幅が広いんですけど、水深の深さの二乗でエネルギーが増しますので、多分2mだと、木造の建物だと流される可能性があるんで深さだけじゃないということがあると思います。

データがあるのであれば、浸かるだけのところと流出の可能性があるところでは逃げ方とかそもそも家に行っても家が流されれば意味がないので特に深くなるところに大事な施設がないかというようなことは、この資料に出なくともしっかり検討していったら良いと思います。ありがとうございます。

(三好規正会長)

よろしいでしょうか。他何かございますでしょうか。塩原委員。

(塩原孝子委員)

お願いいたします。20 ページの地区別防災カルテ、これは庄内地区をあげているところなんですけれども、凡例のところ、赤く囲ってるところは地震、浸水、土砂災害のそれぞれのリスクと人口を組み合わせると被害が大きいと予想されるということですが、その近くに老人ホーム等の福祉施設がある点が気になります。

この中で松本市が福祉避難所として指定している施設があると思いますが、それをこのカルテでわかるようにするのかどうかそのあたりを教えてください。

(脇谷渉技師)

はい。避難所については地域防災計画で指定避難所だったり、指定緊急避難場所というものが指定されております。避難所については各災害の種別に応じて対応できる、できないということも地域防災計画の中で整理されております。

先ほど委員さんからご質問のありました福祉避難所というのについて認識していなかったものですから、また確認したいと思います。

このカルテを通じて、指定緊急避難所がどこにあるかということを確認していただいたり、例えば今後この避難場所が適切な位置にあるのかという再検討の材料にもなるということを期待しているものです。

(塩原孝子委員)

では、ぜひ福祉避難所が市内に何カ所あって庄内地区で何カ所あるのかということを確認していただいて、カルテに落として欲しいと思います。今年の8月の豪雨災害のときに、地域の公民館に避難された方で、床からの立ち上がりが困難でベッドを利用されたい方もいらっしゃって、大変だったというお話もお聞きしました。

なので、総合的にこの危険区域のそばに福祉避難所があってはまずいと思いますし、市内のどこにあるのかっていうところも、福祉避難所を含めてマップに落とし込むような形にしていきたいと思います。

(三好規正会長)

なにかコメントあればお願いします。

(脇谷渉技師)

はい、確認してこちらのカルテに落とし込めるように考えたいと思います。ありがとうございます。

(三好規正会長)

他に何かございますでしょうか。私の方からも今後の議論の中でお願いしたいと思うのですが、従来、河川管理者は河川の中だけで護岸整備やダム建設というような堤内側の対応だけでよかったのですが、最近の温暖化により河川管理者が堤外側の土地利用のあり方ということも考えていく必要があるということで、流域治水関係で新しい法改正が行われたりしております。その中で都市計画と河川管理者の連携というのがこれまで以上に重要になってくると思います。

ですので、これまでどちらかという河川管理と都市計画というのは同じ国交省の所管ではあるのですが、割と縦割りの傾向が強かったように思いますが、ぜひこういう防災都市計画の見直しを進めているということで、河川管理と都市計画をうまく整合できるように、河川整備計画あたりともうまく情報共有をして都市計画と整合できるような形に進めていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

それでは概ね、ご意見をいただいたようでありますので終了したいと思います。続きまして、報告事項今後の松本市計画の変更の予定について松本都市計画の変更予定について、説明をお願いします。

(内木昭太技師)

今後の松本都市計画の変更の予定について、第7回区域区分定期見直しに関する都市計画の決定・変更について説明します。

私は、都市計画課都市計画担当の内木昭太と申します。着座にて説明します。事前に郵送したお手元の資料21ページをご覧ください。

1 趣旨のとおり、長野県が決定する第7回区域区分定期見直しについて、区域区分の見直しに関する都市計画の決定・変更予定を報告するものです。

2 主な経過をご覧ください。第7回区域区分定期見直しについては、検討を開始以降、第53回、54回及び第56回の都市計画審議会において、その時点での検討状況を

報告してまいりました。その後、区域区分の見直しに関しては、長野県が国との協議を進めております。直近では、9月10日に第209回長野県都市計画審議会において調査審議が行われております。

3 区域区分の見直しにおいて予定している都市計画の決定・変更ですが、記載の4つを予定しています。

(1)都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（通称、区域マスタープランと呼ばれているもの）の変更、(2)区域区分の変更については、長野県が決定するものであり、先日の第209回長野県都市計画審議会において調査審議が行われた内容でございます。本日の松本市都市計画審議会においても、その内容について報告いたします。(3)用途地域の変更、(4)地区計画の決定については、区域区分の見直しに伴い都市計画の変更、決定を松本市が行うものです。こちらの内容については、これまでの都市計画審議会においても、ご報告したものでありますが、後ほど改めて説明をいたします。

4 今後の予定です。3の(1)から(4)の都市計画決定・変更について、概ね年明けの1月に案の公告・縦覧を行い、その結果を踏まえ、次回の第59回都市計画審議会において議案審議を行い、令和4年春の都市計画変更を行う予定です。

なお、区域マスタープランの変更、区域区分の変更については長野県で決定するものですが、関係する本市に意見照会が行われることから、次回の都市計画審議会で議案とする予定です。

本日は次回の審議が円滑に行われるように、これらの内容について説明をいたします。

次のページ、22ページをご覧ください。5 都市計画区域マスタープランの変更について説明します。(1)計画の位置付けですが、都市計画法第6条の2に基づく法定の方針であり、記載のとおり、都市の発展の動向、人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して都市の将来像を明確にするとともに、都市計画区域における区域区分を始めとした都市計画の基本的な方針を定めるものです。作成主体は長野県、計画の期間は20年間です。

次に定める内容ですが、区域区分の決定の有無及び区域区分を定めるときはその方針を定めることとなっています。また、都市計画の方針、土地利用、都市施設の整備等に関する主要な都市計画の決定の方針は努めて定めることとなっています。

区域マスタープランですが、これまでも区域区分の定期見直しの際に変更されています。現在の区域マスタープランは波田都市計画区域の統合、区域区分を行った平成26

年11月に定めたものですが、今回、これを変更するものとなります。

22ページの下に区域マスタープランの計画体系上の位置付けを図にまとめています。長野県の都市計画の最上位計画として、県内全域を対象とした長野県都市計画ビジョンが位置付けられています。次に長野県都市計画ビジョンを方針として、10圏域の圏域マスタープラン、さらに圏域マスタープランを方針として、都市計画区域マスタープランを39の都市計画区域ごとに長野県が定めています。

また、市町村マスタープランについては、区域マスタープランを方針とし、より地域に密着した都市計画の方針や整備の方針を定めることとなっています。なお、平成26年に創設された立地適正化計画についても、都市計画マスタープランで掲げた将来都市像を具現化するものとして、都市計画マスタープランの一部として位置付けられ、本市でも策定済みとなっています。

このような体系の中で、区域マスタープランは位置付けられており、区域マスタープランで定めた方針に基づき、松本都市計画区域においては、区域区分を今後も定めることとされています。

次に松本都市計画区域マスタープランの概要についてご説明します。資料の27ページA3の資料をご覧ください。

こちらについては、区域マスタープランの計画構成の概要と主な変更点をまとめた概要版資料となります。

左上の主な変更点をご覧ください。4点ございます。1点目は自然災害に対応できる安全なまちづくりの方針を記載したこと、2点目がグリーンインフラを活用した魅力的なまちづくりの方針を記載したこと、3点目が松本城～あがたの森～松本駅に囲まれた区域を中心拠点地区としたこと、4点目がシェアサイクル等の活用について記載したことです。

具体的な変更箇所ですが、都市づくりの基本理念では、安全・快適な都市づくりにおいて、下から3行目の箇所に近年の集中的、局所的な降雨・降雪や地震などの自然災害に対応できる災害に強い安全で快適な都市の実現を目指すことが位置付けられています。また、右側のページでは、土地利用方策と連動した防災・減災対策が検討又は実施されていない区域については、新たに市街化区域編入は行わないこととしています。その下、豊かな自然・美しい田園の調和した都市づくりでは、2行目にグリーンインフラとしての機能が効率的かつ有機的に発揮される都市づくりを目指すことを明記しています。地域ごとの市街地像では、中心拠点として松本城～あがたの森～松

本駅に囲まれる区域を定義し、自動車利用を抑制し、安全・安心・快適な人にやさしい歩行者環境の実現を目指すまちづくりを進めることを記載しています。

裏面をご覧ください。主要な都市計画の決定の方針等について、抜粋して記載しております。土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針、市街地の土地利用の方針、市街化調整区域の土地利用の方針、交通施設の都市計画の決定の方針、河川整備の方針を記載しておりますが、このうち、交通施設の都市計画の決定の方針として右側上、駐輪場のところにシェアサイクル等の普及を促進することを記載しています。

都市計画区域マスタープランに関しては、長野県の都市計画審議会で調査審議され、案としてとりまとめられた状況です。次回の本市都市計画審議会において、改めて内容の説明を行う予定ですのでよろしくお願いいたします。

資料 23 ページをご覧ください。次に、区域区分の変更及びそれに伴う用途地域変更、地区計画の決定について説明します。

まず、区域区分の見直しについて説明します。区域区分とは、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分することで、今回は第 7 回目の定期見直しとなります。

(1)に記載のとおり、区域区分の見直しは、概ね 5 年毎の都市計画基礎調査の結果を踏まえ、今後、10 年間の将来人口フレームを算定し、これを区域区分の計画書に位置付け農林行政等と調整を行い、長野県で決定するものです。

(2)見直し方針ですが、長野県は 3 点ポイントを示しています。住宅地の市街化区域の拡大については、今後の需要予測を十分精査し、計画的な市街地整備が確実な区域で必要最小限とすること、産業用地については需要に適切に対応できる規模の区域を市街化区域へ編入すること、既に市街化した土地についても、社会基盤の整備状況等を踏まえた上で市街化区域への編入を検討することを方針としています。

(3)目標年次ですが、令和 7 年としております。現在長野県で進めている区域区分の見直しは令和元年度から着手しており、当時の最新の国勢調査が平成 27 年であったことから、10 年後の令和 7 年为目标年次となっております。資料では、10 年度となっておりますが、10 年後となります。訂正いたします。

(4)見直しに関わる人口フレームについて説明します。人口フレームの推計ですが、住宅地としての市街化区域の拡大需要の推計となり、平成 27 年度の国勢調査結果をもとに推計を行います。下の図表をご覧ください。令和 7 年の松本市の行政区域全体の将来人口の推計値 238,000 人から、緑の枠の都市計画区域外の人口推計値、青い枠の

市街化調整区域の人口推計値を引いて、市街化区域内の推計値 173,600 人を算出しています。これに対して、既存市街地内での収納可能人口 172,100 人を算出し、その差分 1,500 人について、市街化区域拡大が可能と算出されています。

今回は、既に市街地となっている既成市街地で 1,000 人、1,500 人から 1,000 人を差し引いた 500 人の人口フレームの範囲内で新市街地として市街化区域へ即編入する予定です。

次のページ、24 ページをご覧ください。

今回市街化区域に編入する 3 箇所を図に示しています。いずれも住居系の土地利用で、島内東方と和田西原が既に市街地を形成している既成市街地、上村井地区は、今後民間開発が予定されている場所となります。

次のページ、25 ページをご覧ください。

編入予定地の 3 箇所の概要と予定している用途地域の変更・地区計画の決定について説明します。

1 箇所目は島内東方地区です。JR 大糸線島内駅から約 600m 北側に位置する島内出張所周辺の赤い線で囲んだ範囲です。赤い線で囲んだ範囲のうち、西側の範囲は、第 44 回都市計画審議会で審議、可決され、平成 27 年 6 月 25 日に決定・告示した東方地区計画区域です。

また、赤い線で囲んだ範囲の南側の黄色着色した範囲は、市街化区域の第 1 種住居地域に指定されており、市街化区域に接する既成市街地として市街化区域編入を予定しています。

東方地区計画区域は、平成 23 年まで民間の製造工場として利用されていましたが、都市計画法の許可を受けた民間事業者により宅地造成され、現時点で計画された 86 区画の宅地分譲は概ね完了し、一定の人口が集積していることから、隣接する島内出張所や保育園などの一帯を市街化区域に編入する予定です。右側の航空写真をご覧くださいとわかるとおり、地区計画区域内は住宅が立地しており、良好な住宅地となっています。また、用途地域は南側に隣接する用途と同様に第 1 種住居地域の指定を予定しています。

2 箇所目について説明します。和田西原地区です。

位置ですが、アルピコ交通上高地線三溝駅の南側に位置する和田西原住宅団地周辺の赤い線で囲んだ範囲です。赤い線で囲んだ範囲のうち、南側の緑の線の範囲は、第 19 回都市計画審議会で審議、可決され、平成 18 年 3 月 27 日に決定・告示した和田西

原地区計画区域となります。

また、赤い点で囲んだ範囲の北側は波田地区の一部であり、その西側の緑色着色した市街化区域の第1種低層住居専用地域に接しており、市街化区域に接する既成市街地として市街化区域編入を予定しています。

和田西原地区計画区域は、ほ場整備事業にあわせて県住宅供給公社が住宅地分譲事業と公共公益施設の整備を行ってきました。平成18年度に分譲開始から約12年かけて平成30年に全313区画の宅地分譲が完了し、一定の人口が集積していることから、隣接する既存住宅地を含む一帯を市街化区域に編入する予定です。右側の航空写真をご覧くださいとわかるとおり、地区計画区域内は住宅が立地しており、良好な住宅地となっています。

また、用途地域ですが、隣接する用途と同様に第1種低層住居専用地域とし、地区計画区域内の主要幹線道路沿線、左の図で赤枠線の中で中央のやや下よりに緑の線が2本入っている範囲については、日常生活に必要な店舗を維持・誘導するため、第1種中高層住居専用地域に指定することを予定しています。

次のページ、26ページをご覧ください。

3箇所目、上村井地区です。こちらについては、人口フレーム500人を使用して市街化区域に編入をする地区です。

位置ですがJR篠ノ井線村井駅の東側約600m、まつもと医療センターの南側周辺の赤い線で囲んだ範囲です。赤い線で囲んだ範囲の東側は、一級河川田川に接しその東側は市街化調整区域となっています。まつもと医療センターが立地する北側及び国道19号が通る西側は松本都市計画区域の市街化区域第1種住居地域に指定され、南側は塩尻都市計画区域の市街化区域第1種住居地域に指定されており、3方向を市街化区域に囲まれています。

現行の松本市都市計画マスタープランでは、市内で唯一緑農住宅ゾーンとして指定し、既存市街地に連担する都市的利便性の高い地区として、将来住宅需要の受け皿と位置付けています。

また、平成29年に策定し、平成31年に一部改定した松本市立地適正化計画に定めた都市機能誘導区域に隣接し、将来にわたって人口を維持・誘導すべき居住誘導区域の要件を満たしております。

当該地については、農振農用地となっていますが、関東農政局との事前協議が令和3年5月11日に終了しています。今回、地元が主体となって民間開発が検討され、関

係機関の協議と地権者との調整が整い、計画的な事業実施の見通しが確実となったことから、計画フレームを用いて市街化編入を予定しています。

用途地域は、周辺の用途地域と同様に第1種住居地域とし、あわせて良好な住宅地として整備・誘導を図るための地区計画を決定する予定です。

資料 21 ページにお戻りください。4 今後の予定ですが、冒頭にもご説明をしましたが、本日説明した都市計画決定・変更について、概ね年明けの1月に案の公告・縦覧を行い、その結果を踏まえ、次回の第59回都市計画審議会において議案審議を行い、令和4年春の都市計画変更を行う予定です。

以上で、報告事項、今後の松本都市計画の変更の予定について、第7回区域区分定期見直しに関する都市計画の決定・変更の説明を終わります。
よろしく申し上げます。

(三好規正会長)

ありがとうございます。

ただいま報告事項を今後の松本市計画の変更の予定について説明がありました。

ご意見ご質問等のある委員の発言を求めます。上原委員。

(上原三知委員)

すいません、上原です。27ページの安全で快適な都市に誘導するために、防災・減災対策がなされていない区域は市街化区域に編入しないということは良いと思いました。あとグリーンインフラという言葉を使っていたいております。いろんな事例が海外にもありますので、ぜひ参考にしていただければと思います。

防災だけの視点でまちをつくってしまうと、この前の千曲川の堤防もそうですが、堤防は復旧したけどその後のまちづくりについて一向に議論ができないということになっています。お金かけた割に人口が減ってしまうという状況になっています。例えばシェフィールドは盆地で中心地の一番低いところ駅があるのですが、その周りの昔の城跡のところの2車線の道路の半分は歩行者用にして、全部植栽されていて水が浸透するように変えて、町の中心に賑わいを作りながら、中心部の一番低いところの洪水防止を図るという取り組みをしていますので是非参考として取り入れてもらえれば良いと思います。

25ページから住宅地の編入の写真を載せていただいているのですが、これはもうこ

れだけしか増えないだろうという量を少しずつ計算して、スプロールを小さくというアイデアだと思います。実際にはこういう新しい住宅ができると必ずコンクリートで舗装されてしまうので、今まで浸透していた農地とか水田とかが一気に排水溝に集められる面積が増えます。熊本も調査しているのですが、人吉盆地の上で人口が4倍になっています。それまでは水が浸透したところの水が全部排水路に集まって増えてしまいます。小さい面積でもそれが河川の負担になっています。流域治水でも、例えば住宅は建ててもいいが、浸透について検討してもらうことや、普通のグラウンドも水が浸透するかというところが全然しないようです。そこに礫をグラウンドの四方に入れるだけで相当量水が浸透できるということがわかっているそうです。

そういうことに対しても、特に今まで農地だったところを新しく拡張する場合は検討すべきだと思います。松本の低いところは、泥とか、元々水が浸みにくいところなので市街地とあまり変わらないと思いますが、上の方は造成により浸透するところがどんどん失われていくことの影響が長期的には大きいと思います。市街化部分の面積だけではなくて、工夫することで補助が出るなどの検討をしてもらえらるともっと良いのではと思います。以上です。

(三好規正会長)

ただ今の上原委員のご意見につきまして何かあればお願いします。

(内木昭太技師)

ご意見ありがとうございます。ご意見のうち後段のご意見について、補足のご説明をしたいと思います。

今回、既成市街地として編入する島内東方、和田西原に関しましては既に住宅地になっており、ご指摘の通り、元々の畑であったところが住宅地になっておりますので、降雨の流出係数に関しては大きくなっております。それに対して、例えば和田西原地区ですが、規模に応じた調整池を設けているような状況でございます。

また新たに市街地として民間開発で整備をしていく上村井地区につきましても、適切な降雨に対しての対策を施していくということで、現在、開発事業者の方で降雨計算等を行っていて、影響が少ないように、できるだけ安全なまちになるような検討を進めているところでございます。補足の説明となりますが以上です。

(上原三知委員)

ありがとうございます。新しい開発するときそういう池を作って調整するという事は理解しているのですが、それが魅力的な街に繋がる方がなお良いので、例えばそういうものをなくすことで、過ごしやすいだとか景観が良くなるということも新しく造成するところでは検討すると、より魅力的になると思います。

日本の住宅は海外に比べてぎゅうぎゅうに敷き詰めて舗装されているのでやはり脱ダム宣言した熊本も長野もそうですが、排水路に水を集めてしまうそうです。ですから時間差を作るというのは非常に大事で流域治水の方にも方針がいくつかあるようなので、検討いただければと思います。ありがとうございます。

(三好規正会長)

他にありますでしょうか。はい、清水委員。

(清水聡子委員)

28 ページのところの区域マスタープランの特徴ということでストリートデザインの取組、シェアサイクル、フリンジ駐車場等を活用した車に頼らないまちなかの形成というのが、非常に良いことと思います。

是非、積極的に進めてもらいたいと思います。シェアサイクルについて住民も観光客もという視点が必要になってくると思いますので、シェアサイクル、さらにはフリンジ駐車場について考えてもらえればと思います。以上です。

(三好規正会長)

ただいまのご意見について何か補足はあるでしょうか。

(内木昭太技師)

はい、ありがとうございます。今回県で策定する区域マスタープランに関してこういった方向性が示されておりますので、今日の最初にご説明をしました本市のマスタープランにおいても、シェアサイクルの取り組みなどについてシェアサイクルが公共交通の一部として活躍していくように位置付けをしています。

このように県の区域マスタープランとも連動しながら、具体的に松本市都市計画マスタープランの位置付けをしておりますので、よろしく申し上げます。

(三好規正会長)

はい、ありがとうございます。他になにかあるでしょうか。柿澤委員。

(柿澤潔委員)

今の意見に関連しまして、自動車抑制は当然のことだというふうに思います。

ただこのシェアサイクルの活用というのを謳いますと、市役所の前にあるシェアサイクルは有料であり、事業を促進するような書き方になっていますので、シェアサイクルということより、自転車の活用、自転車等の利用を促進するという記載の方が私は良いと思いますが、どうでしょうか。

(神戸順都市計画課長))

はい、ご意見ありがとうございます。今、柿澤委員のご指摘のシェアサイクルという表現のことでございますが、今回、報告事項ということで県が作成をしている区域マスタープランの概要について、お示しをしております。この中では駐輪場であるとか、シェアサイクルという呼び方で、計画を策定しているところです。

それについて市の都市計画マスタープランでは、交通体系の整備方針の中で駐車場周辺におけるシェアサイクルの普及促進や自転車の活用という表現をしています。以上です。

(三好規正会長)

他に、ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。それでは特に意見等無いようでありますので、終了いたします。以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。本日は報告事項のみでしたので、市長への答申は行いません。議事録署名人に指名したお二人の委員には、後日、事務局において調製された会議録を送付しますので、署名後事務局へ返送をお願いします。

また、委員各位には、後日事務局より議事録の写しを送付しますので、ご承知ください。以上で第 58 回松本市都市計画審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。最後に、事務局から連絡事項をお願いします。

(神戸順都市計画課長)

慎重なご審議ありがとうございました。次回は、令和4年2月17日の開催を予定しております。改めて正式に開催通知をお送りいたします。以上をもちまして、審議会を閉会します。本日は、ありがとうございました。